【別表1】

1. 視覚	次に掲げる視力障害
	① 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
	② 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下(※1) のもの
	③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和が
	それぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
	④ 児童視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点
	数が 20 点以下のもの
2. 聴覚	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
	次に掲げる上肢障害
3.	① 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
上肢	② 両上肢の全ての指を欠くもの
	③ 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
4. 下肢	次に掲げる下肢障害
	① 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	② 両下肢を足関節以上で欠くもの
5.	次に掲げる体幹機能障害
	① 座っていることができない程度の障害を有するもの
	② 立ち上がることができない程度の障害を有するもの
6. その他	上記1~5に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病
	状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能なら
	しめる程度のもの
7. 精神	精神の障害であって、上記1~6と同程度以上と認められる程度のもの